

○委員長（大石正光君） ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。
昨日、川崎稔君が委員を辞任され、その補欠として田村耕太郎君が選任されました。

○委員長（大石正光君） 去る十七日、予算委員会から、三月十九日本会議散会後の一日間、平成二十二年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、内閣府所管のうち金融庁、財務省所管及び株式会社日本政策金融公庫について審査の委嘱がありました。

○委員長（大石正光君） 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査のため、本日の委員会に参考人として株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁安居祥策君及び日本銀行調査統計局長門間一夫君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（大石正光君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（大石正光君） 平成二十二年度一般会

計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、内閣府所管のうち金融庁、財務省所管及び株式会社日本政策金融公庫を議題といたします。

委嘱されました予算について順次政府から説明を聴取します。菅財務大臣。

○国務大臣（菅直人君） 平成二十二年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算並びに政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は九十二兆二千九百九十一億円余となっております。

この内訳について申し上げますと、租税及び印紙収入は三十七兆三千九百六十億円、その他収入は十兆六千一億円余、公債金は四十四兆三千三百億円となっております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は二十四兆百億円余となっております。

このうち主な事項について申し上げますと、国債費は二十兆六千四百九十億円余、経済協力費は千三百二十九億円余、経済危機対応・地域活性化予備費は一兆円、予備費は三千五百億円、決算調整資金へ繰入れは七千八百八十一億円余となっております。

次に、当省所管の各特別会計の歳入歳出予算について申し上げます。

国債整理基金特別会計におきましては、歳入百

八十九兆五千二百八十一億円余、歳出百七十七兆五千二百八十一億円余となっております。

このほか、地震再保険等の各特別会計の歳入歳出予算につきましては予算書等を御覧いただきたいと存じます。

なお、特別会計に関する法律に基づき、特定国有財産整備特別会計が一般会計に統合されることに伴い、平成二十一年度末までに完了していない事業の経理を行うため、当該事業が完了するまでの間、経過措置として財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定を設けることとしております。

最後に、当省関係の政府関係機関の収入支出予算について申し上げます。

株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務におきましては、収入二千三百五十一億円余、支出千五百五十六億円余となっております。

このほか、同公庫の農林水産業者向け業務等の各業務の収入支出予算につきましては予算書等を御覧いただきたいと存じます。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。

なお、時間の関係もございまして、既に配付しております印刷物をお持ちして詳細な説明に代えさせていただきますので、記録にとどめてくださるようお願いいたします。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（大石正光君） 亀井内閣府特命担当大臣。

○国務大臣（亀井静香君） 平成二十二年度における内閣府所管金融庁の歳出予算要求額について、その概要について御説明いたします。

金融庁の平成二十二年度における歳出予算要求額は二百十九億円余となっております。

このうち主な事項について申し上げますと、金融庁の一般行政に必要な経費としまして百八十九億円余、投資者等の保護に必要な経費としまして十八億円余、金融機能の安定確保に必要な経費としまして七億円余を計上いたしております。

以上をもちまして、平成二十二年度内閣府所管金融庁の歳出予算要求額の概要説明を終わります。

よろしく御審議、お願いをいたします。

○委員長（大石正光君） 以上で説明の聴取は終わりました。

なお、財務省所管の予算の説明については、お手元に配付しております詳細な説明書を本日の会議録の末尾に掲載することにいたしましたことと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（大石正光君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○川合孝典君 民主党・新緑風会・国民新・日本の川合孝典でございます。

菅大臣、亀井大臣におかれましては、大変厳しい財政金融状況の下、困難な取り取りを日々精力的にこなしていらっしゃいますことに、私ども、心よりの敬意を表したいと思います。誠に御苦労さまでございます。

また、菅大臣には、私、こうした立場で御質問をさせていただくのは、考えてみましたら初めての機会でございますので、ちよつと勝手が違ひまして緊張をいたしておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、菅大臣に最初にお伺いしたいのは、鳩山政権が発足しまして半年余りがたちました。大臣、財務相に御就任されて、率直なところの現在の御感想というものをちよつと私どもに聞かせていただければと思います。よろしくお願ひします。

○国務大臣（菅直人君） この鳩山内閣が誕生したときにまずやらなければと考えたのは、いわゆる政治主導といましようか、そういう内閣にするということ、それは事務次官会議の廃止とかあるいは政務三役という形が動き出したことである程度スタートし、そしてもう一つは、年内に予算編成をしなきゃいけない、これも何とか達成し、

そして今、年度内のこの予算の成立を目前にいたしております。そういった意味では、政権スタートから半年間、少なくともやらなければならぬ、特に経済、財政の分野については一つ一つ積み上げてきたつもりであります。

しかし、一方では、確かに日本の置かれた状況というのが大変厳しい中にあるということは野党時代からは分かっているつもりでありましたけれども、逆に政権を担当する立場になり、特に財務大臣という立場になって、その重さをひしひしと感じているところであります。

そういう意味では、ある意味でこの二十二年度の予算を成立をさせていただいてからが本場の鳩山政権としての勝負のときだと、このように考えて頑張つていきたいと思っておりますので、川合さんにも是非いろんな意味で御支援いただきたいと思ひます。

○川合孝典君 どうもありがとうございます。本日の御苦労、我々、外から見ても本場に痛々しいような思いで見ている部分もございませう。是非とも健康に気を付けて頑張つていただければというふうに思っております。

質問なんです、この厳しい財政運営を行わなければならない一つの理由が、過去から引き継いできた巨額の累積負債というものが大きくその障害になっているというふうに思っております。巷

間では八百数十兆円の負債総残高があるというふうにも言われておりまして、このことを様々なところで様々な方々が問題視をした発言をしておられるという状況でございます。

この八百数十兆円という、これが一般的な国の負債についての残高の認識なわけでありましてけれども、実際にこの数字をよくよく見ておきますと、この中にはいわゆる国の資産の部分というものが含まれていないんですね。

今さらここで申し上げるまでもないことなんです、国の持っている金融資産がまず引かれていないということ、また、それ以外にも国が保有している様々な公共財ですとか資産というものが当然たくさんあります。一般的に百八十数%の対GDP比の負債があると言われていて一方で、こうした国の持っている資産というものをきちんと織り込みますと、対GDP比で一〇〇%を割り込みます、いろいろなことをおっしゃる方がおられますが、欧米の先進国と比べても決して遜色のない財務状況であるという御指摘があるわけでありまして、こうした指摘に対してどのような御認識をお持ちなのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○副大臣（峰崎直樹君） 川合委員にお答えしたいと思うんですが、確かに政府の抱えている借金といえますか負債の規模というのは、負債だけを

見ると一八〇%、正確に言いますと、大体、二〇一〇年度末の国の債務残高はおよそ九百七十三兆円ぐらいだというふうに見込んでおりますし、今先ほど議員おっしゃったように、二〇一〇年度末の国の長期債務残高は六百六十三で、地方も大体二百兆ぐらいありますので、国と地方を合わせたと八百六十二兆円と。これが恐らく今お話しされた。

問題は、それ以外にも、GDP統計で債務残高をOECDの横並びでやる時にはもつと、その比較をしていくわけでありまして、その場合に総債務残高だけでなく純債務残高の比較も行っていきます。先ほど一〇〇%切っているじゃないかというんですが、いや、これ、資産と負債を引いたものを見ると日本は一〇四・六%。これ、一〇年度末ですから、来年の三月三十一日ぐらいにはこのいわゆる負債と資産を相殺すると一〇四・六%ぐらいになるだろうと。今までイタリヤが一番悪くて一〇〇・八%だから、それを抜いて、OECDで一番最悪の状態に先進国の中ではなるというふうに見えておまして、我々としても非常に問題意識をしっかりと持っているんですけれども。

ただ、この資産という場合に、行政資産とか金融資産とかいろいろあるわけですが、売ると売れない資産ももちろんあると同時に、実はか

なりの金融資産持っているじゃないかと。例えばこれ、よく我々が言うところの年金のいわゆるこれまでの貯蓄分といいますか、これ、昨日もちょっと予算委員会で修正賦課方式というふうには正確にいうんだというふうにおっしゃってましたけれども、これも百三十兆円ぐらい今残っているんじゃないでしょうか。

それらを含めてそういった実は借金と相殺できるかどうかとなると、これは実は政府の金融資産の、今お話し申し上げた社会保障基金なんですか、これも、これは債務の償還や利払いというものに充てることはできないわけでありまして、これは、将来見込んでこれが、たしかいろんな財政計算の中で、例えば年金でいえば百年後に一年分、一か月分でしたかね、一年分ぐらいは残しておこうとか、そういう前提で、高齢化のピーク時にも対応できるようにそれをうまく運用していこうという、そういうものにもう既に入っちゃっていますから、もちろん、それがどういふことで運用されているのか別にしても、ある意味では我々としては、そういう意味では、それは簡単には使えないんですよ。

ただ、私たちは、これは九五%近くは内国債、つまり国の、日本国の中だけでこのいわゆる借金を、国債その他をきちんとファイナンスできているということとは間違いないわけでありまして、こ

れを諸外国に半分以上依存しているようなアメリカとかその他の国とは、私はそこがちょっと違うというふうに見ておりますが。

いずれにしても、大変な負債を抱えていることは間違いないので、この点はしっかりと認識しながらこれからの財政運営は考えていかなきゃいかぬなと思っております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

私自身も、今の債務残高、今の国の状況というものを決して楽観視するものではありませんし、だからどんなにこうという話では決まっていなくても、一般的な私どもがいわゆる御支援いただいている市井の皆様とお話をする中で、今、峰崎財務副大臣から御説明があったようなことをきちんと説明しますと、ああ、そうなのかということ、ある意味、安心というか安堵していた部分が少ないからというか、ほとんどの方がやっぱりそういう反応をお示しになります。

私自身がちょっと問題視しているのは、本当の意味できちんと状況が理解できた上で物を考えていかないといけないんですが、ちまたの、巷間のうわさというか、お持ちになられている情報が、八百何十兆とか九百何がしという巨額の負債という、その数字だけが先走りしているという事実があるということをお指摘させていただきたい

う、そういう御理解をいただければと思います。

その上で、そういう巨額の負債があるがゆえに、政府がこれから様々行おうとしている財政運営、金融等の運営を行っていく上で、国民の不信とか心配というものがより一層高まってしまっているのではないかと、このように思っていますし、ひいてはそのことが企業経済活動や消費マインドにも悪影響をちょっと及ぼしているんじゃないのかなというふうに思っております。実際、財務省はもう両方出していますという説明はされるんですけど、やはりグラフとして出てくるのは総債務残高のグラフが出てきているわけでございます。

そういう意味では、客観的にきちんとした情報を発信するということをすることこそが今後の財政運営を行う上で必要なスタンスなのではないかということをおっしゃると御指摘させていただいたんですが、その点についていかがでしょうか。

○副大臣（峰崎直樹君） 御指摘の点、全く私も異存はありません。

これだけ負債抱えて、ちょっと私自身も問題意識を持っているのは、やっぱりデフレという問題がありますよね。これ、名目が実は伸びていかな、むしろ名目額が減っていく。負債は、じゃ名目額は減っていくかとなると、負債は残るんです、そのまま。その意味で、デフレからの脱却、ある

いは経済成長、成長戦略を菅大臣もおっしゃいますように、この六月めどにしっかりとしたものを作っていくこと。

やはりその二つをしっかりと押さえた上で、そして、昨日、財政再建化に向けて自民党の方も案を作られて法案を作られたということで、やはりああいう考え方を、やっぱり我々も本来に将来の財政の在り方についてのメルクマールみたいなものをしっかりと設けて、そしてそこに向けて我々も努力をしていくというようなことを進めていくことによつて、市場に対するメッセージと、国民の皆さん方に対するメッセージもそうなんですが、私たちは、やっぱりもう一つ、マーケットの人たちというのはやはり非常に、全世界の人たちが日本のポンドを見ているから、やはりそれがどのよう運営されていくのか、本当に将来の租税で返済能力を持っているのかということはお見えますので、そういったことを我々しっかりと踏まえてやらなきゃいかぬなと思っております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

ともかく、国民の皆様はある意味変化を求めていらつしやる、変わるのではないかと、この期待感があるということも事実でございます。プロのいわゆる政務三役としてのお立場だと財務省のものもろのスタンスだとかということもおありになるかと思いますが、やはり時機を逸せずに、こ

の時機にしかできないことが何なのかということを見極めていただいていると政策の御判断をさせていただきたいなというふうに思っております。二十分しかいただいでいなくて、もう時間がちよつとなくなってきましたので、もう幾つか質問を飛ばさせていただきます。今日、実は足立政務官に厚生労働省の方から来ていただいております。

実は、今回、民主党の税制改革の考え方がいわゆる控除から手当へという考え方で動き始めているということ、このことについては、言葉はかなり多くの方が御認識いただけるようになってきていると思います。その動きの一つが子ども手当といったものにも表れているわけでありますが。その中で、今回、ちよつと直接この課題からは外れるんですが、いわゆる控除から手当へという動きの方向性の中で、私、一点ちよつとこの機会に御認識を確認させていただきたいこととして、実は、いわゆる百三万円の壁、百三十万円の壁と言われるいわゆる税制上の扶養から外れる金額、また社会保険の扶養から外れる金額という、この部分についてちよつとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

と申しますのが、この百三万円の壁、百三十万円の壁というものの存在が実際にパート、いわゆるパート労働者、非正規と呼ばれる方々がこの金額の枠の中で働いておられる方々の多くを占めて

いるわけなんです。この壁があるがゆえに、そこを超えない働き方というものをせざるを得ない方々が少なからずおられる。超えてしまうと、どうやら可処分所得が百三十万円以内に抑えていたときよりも三十万円以上働かないと可処分所得がキャッチアップしてこないという、こういう非常に逆転する現象というのが生じてしまっているという、この現状について、まず厚生労働省としてこの点についてどういうふうに御認識なさっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○大臣政務官（足立信也君） 百三万、百三十万の壁があるかという、その実際のデータをお示しいたします。

平成十八年のパートタイム労働者総合実態調査というものがございまして、その中、これ複数回答なんです。先ほど委員が御説明ありました就業調整、この理由としてどういふものがあるかという調査があります。その上位四つを申し上げますと、トップが自分の所得税の非課税限度額百三万を超えると税金を支払わなければならないから、二番目が配偶者控除がなくなり配偶者特別控除が少なくなるから、三番目が百三十万円を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者から外れて自分で加入しなければならなくなるから、そして四番目が配偶者の会社の配偶者手当がもらえ

なくなるからというのが上位四つで、つまり、百三万と百三十万の壁は確かに存在するということでございます。

じゃ今後どうするかということなんです。我々は、年金制度改革の中で、所得が同じなら同じ保険料ということをやったっております。ということはこの壁がなくなるかという話なんです。これは世帯単位なのかあるいは個人単位なのか、じゃ最低保障年金給付額と課税あるいは保険料を払う額、所得、収入の額がどれぐらいが釣り合うのか等々といった問題がありますので、その壁を十分意識しながら前向きに検討していかなければならぬと思っております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

私も、そのパート労働者の労働実態の調査というものは目を通させていただきました。認識は足立政務官と同じくしているところであります。

私がここでこの問題をあえて提起させていただいた理由というのは、景気対策これから行っていくかなければいけないという状況の中で、その景気を底上げしていくための一つの大きな要素としては、個人々人、家計の所得をいかに伸ばしていくのかということが一つの大きなテーマになってくると思うんです。私自身が実際にパートで働いておられる多くの方々とお話をさせていただく中でも、この壁があるがゆえにそこで調整せざるを得なく

なっているという実態、それとも一つは、そこに壁があるということをお口にしまして、むしろ雇用主の方がそこで働く時間、労働時間というものを要は調整している実態というのが、要するに就業を抑制する作用がここで大きく働いているということでもあります。

そういう意味では、低賃金で働かれている方々の賃金をいかに増やしていくのかという底上げを図るこの部分は、ダイレクトに労働者の賃金の底上げにつながってくる効果があるということなんですね。

ところが、これを実際にやろうと思いますと、厚生労働省だけではなく、実際には財務省、財務当局との話合いだとか様々な連携が必要になってくるということになりますので、今ここで結論を出せとかどうしてほしいとかという話にはなかなかならないのはよく分かっているんですが、今後、控除から手当へという流れの中で必ずこの問題というの大きな課題として出てくるというふうに私自身は認識しておりますので、この際ですから、今こういう状況があるということを踏まえて、財務省としてのお考えというものを、今後の方向性についての見通しでも結構でございますので、御所見をお伺いできればというふうに思います。

○国務大臣（菅直人君） 従来から二分三乗方式

とかいろんな形でこの問題をクリアできないかという議論があつたわけですけども、今、厚労の政務官の方からお話がありましたように、こういう状況にあることの認識はありますけれども、現時点でどういう方向性でこれを改革していくかということまで具体的な案を得ているわけではないですね。できるだけ就業意欲を阻害しないような制度的な環境を整備することが重要だと考えておりまして、新しい年金制度の創設へ向けた議論も始まっておりまして、また医療保険における適用範囲についてもこの年金制度と関連した議論が必要になると思いますし、今、税調でも改めて所得税の在り方等の議論が始まっておりますので、そういう中で今の御指摘を何とかクリアできる方向性を見出すよう努力してまいりたいと、このように思っております。

○川合孝典君 是非とも、働くことにインセンティブがきちんと働く制度というものを構築、そして、制度があることによってそれが抑制作用が働かないような、そういう公平性、公正性のある制度の構築をお願い申し上げたいと思います。

私の質問はこれで終わります。
○牧野たかお君 自民党・改革クラブの牧野たかおでございます。

私は、まずは国家公務員の総人件費の削減についてお尋ねをしたいと思います。

民主党のマニフェストでは、平成二十二年度から四年間で国家公務員の総人件費を二割削減するというふうに書いてあります。具体的な数字でいいますと、人件費の平成二十一年度の予算額が五・三兆円、五兆三千億円ですので、これを一兆一千億円削減するというものでありますけれども、これは今も方針としては変わっていないこと、よろしいでしょうか。菅財務大臣、よろしくお願いたします。

○国務大臣（菅直人君） この人件費の問題は主に公務員制度との関連で議論をされることになっておりまして、この担当は現在は、仙谷大臣がこの内閣ができてからずっと公務員制度の担当大臣ということでありまして。そういった意味で私の分かる範囲では答弁をさせていただこうと思っておりますが、これからの取組は主にそちらの方で行われるということを是非あらかじめ御理解をいただいております。

民主党のマニフェストに示されました総人件費二割削減という目標については四年間掛けて平成二十五年まで実現したいということで、一つは地方分権推進に伴う仕事、あるいは場合によっては人員も含めて移管するという、こういう大きな動き、さらには、公務員制度改革の後に労使交渉を通じた給与改定など様々な手法を講じて実現を目指してまいりたいと、このように考えており